

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和 7 年 2 月 28 日に新規発行を終了し、同年 3 月 31 日に利用を終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段発行業者の商号
上原成商事株式会社
- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
チャージプリペイドカード、プリペイドカード
- 払戻しの申出期間
令和 7 年 8 月 26 日（火曜日）から同年 11 月 26 日（水曜日）18 時まで
※ 当該申出期間内に申出をしなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、
ご注意願います。
- 申出の方法
SS スタッフまで現物をご持参ください。
- 払戻しの方法
現金にて払戻しさせていただきます。
※ 持参出来ない場合
 - ・ お申し出される方の住所、氏名、連絡先を下記の問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。
 - ・ ご連絡頂きましたら、返信用封筒と書類を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒にプリペイドカードを同封のうえ、返信してください。指定口座へ額面の金額を振り込みます。なお、郵便代及び振込手数料については当社負担とします。

以上

【払戻しに関する問い合わせ先】

〒604-8580
京都市中京区車屋町通御池上ル塗師屋町 344 番地
上原成商事株式会社
トータルカーライフ部 中西・嶋本
電話：075-212-6005